【会議録】

実施日時:令和2年3月12日(木)14:00から15:00

会議名	令和元年度越谷市労働報酬等審議	実施場所	越谷市中央市民会館
	会第3回会議		5階 特別会議室
件名/議	1 開会		
題	2 議事		
	(1)報告事項		
	①平成30年度、令和元年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等に		
	ついて		
	②アンケート結果について		
	(2)協議事項		
	① 建設工事に係る労働報酬下限額について		
	3 その他		
	4 閉会		
出席者等	出席委員		
	田中委員、渡邉委員、丸藤委員、山下委員、村上委員		
	事務局		
	契約課:高橋課長、和田副課長、	松沢主任、瀧	龍口主事
会議資料	• 会議次第		
	• 越谷市労働報酬等審議会 委員名簿		
	・報告事項について【資料1】		
	・建設工事に係る労働報酬下限額について【資料2】		
内容	別紙 会議録(要旨)のとおり		

合意 · 決定事項等

- ・工事の請負の契約に係る労働報酬下限額については、令和2年度公共工事設計労務単 価の90パーセントを基準として答申することに決定した。
- ・見習い、手元等として従事する労働者等、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者等に係る労働報酬下限額については、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額にすることで答申することに決定した。

- ・設計労務単価が設定されていない職種の屋根ふき工に係る労働報酬下限額については、最後に設定された正式な設計労務単価(平成22年度・埼玉県適用の値)に、平成23年度から現在までの設計労務単価の伸び率(埼玉県平均)を乗じた値を設計労務単価とみなし下限額を積算することに決定した。
- ・設計労務単価が設定されていない職種(タイル工・建具工・建築ブロック工)に係る労働報酬下限額については、平成31年度の埼玉県による単価に、令和2年度の設計労務単価の伸び率(埼玉県平均)を乗じた額を設計労務単価とみなし下限額を積算することに決定した。
- ・付帯意見として、公契約条例適用案件の状況を把握し調査検討することを目的とし、 労働者や受注者に対してアンケート調査を引続き実施すること。

第3回会議 会議録 (要旨)

(1) 報告事項

- ①平成30年度、令和元年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について
- ②アンケート結果について

【事務局からの説明】

- ○履行状況報告書のとりまとめについて
 - ・昨年度の履行状況報告書のとりまとめ結果について、資料に沿い説明をおこなう。
 - ・今年度の履行状況報告書の提出状況について、資料に沿い説明をおこなう。
- ○アンケート結果について
 - ・平成31年3月に実施した事業者向けアンケートに、ついてとりまとめ結果の説明をおこなう。
 - ・今年度実施した労働者向けアンケートについて、とりまとめ結果の説明をおこな う。

【報告事項についての意見等】

・労働者に対してどのようにアンケート調査を行ったか。

(事務局回答)

現場事務所に調査票、回収ボックスを設置し、任意でのアンケート調査とした。 周知については、元請の方に依頼をした。

・議論を深めるため、できれば次回以降、審議会前にアンケート結果をいただきたい。

(2) 協議事項

① 建設工事に係る労働報酬下限額について

【事務局からの説明】

審議するにあたり、参考資料の説明をする。

【協議事項についての意見等】

- ○設計労務単価が設定されている職種について
 - ・情勢の変化が無いようであれば昨年同様でよろしいかと考える。
 - ・全国的にみても(越谷市も含めて)ここ数年、労働報酬下限額の設計労務単価に 対する割合に変化がないが、事業者向けアンケートの結果で、「労働環境の整備 や労働者の労働意欲に効果があった」という回答が増えていることや、設計労務

単価の引き上げ幅、国から発注者側である自治体に向け、適正に賃金が支払われるように指導文書が出ていることを鑑みると、国や業界団体の意向にも沿った労働報酬下限額が求められていると考える。

- ・賃金は引き上がっているが、製造業よりは低いというのが建設産業なので、新規 参入を作っていくという意味では、これからもっと手立てが必要な段階であると 感じている。
- ・近年多発する災害に対しても、地元建設業者の活力が必要であると感じているため、越谷市の公契約条例がより発展していってもらいたい。
- ・今後現在の割合から引き上げていくという議論をするに当たり、実際の事業者の 支払い能力を考慮する必要があるため、履行状況報告書のとりまとめ結果にその 当時の設計労務単価を掲載してほしい。
- ・情勢としては出来るだけ水準を引き上げることが今後求められると思いますが、 全国的にみても平均的かつ90パーセントという高い割合で設定してきているため、特に異議がなければ今回は令和2年度公共工事設計労務単価の90パーセントとするということでよろしいか。

(各委員から賛同の意見あり)

○設計労務単価が設定されていない職種について

《屋根ふき工について》

- ・情勢の変化が昨年から無いようであれば昨年と同様でよろしいかと思う。
- ・最後に設定された正式な設計労務単価(平成22年度・埼玉県適用の値)に、平成23年度から現在までの設計労務単価の伸び率(埼玉県平均)を乗じた値を設計労務単価とみなし下限額を積算するということでよろしいか。

(各委員から賛同の意見あり)

《タイル工・建具工・建築ブロック工について》

- ・情勢の変化が昨年から無いようであれば昨年と同様でよろしいかと思う。
- ・平成31年度の埼玉県による単価に、令和2年度の設計労務単価の伸び率(埼玉県平均)を乗じた額を設計労務単価とみなし下限額を積算するということでよろしいか。

(各委員から賛同の意見あり)

《見習い、手元等として従事する労働者等、年金等の受給のために労働の対価を調

調整している労働者等について》

- ・近年、土木関係の新規の従事者が増えておらず、見習い等の方々を育てるという 意味でも、もう少し引き上げを考えてあげたい。どのくらい上げるかは今後調査 検討が必要になると思われる。
- ・現在、年金受給者だけ挙げているが、年金を受け取れない方もおり、また受け取れても少額であることが多く、65歳まで受け取れない方がほとんどである。今後受け取れる年齢の引き上げが検討されているため、今後労働報酬下限額についても引き上げの検討が必要であると考える。
- ・在職老齢年金の支給停止基準額を超えないよう金額を抑えてきているが、調整開始額が28万円から47万円へ引き上げの検討が行われていることから、国の方も60歳以降も働いてほしいという考えでいることを鑑みると、今後この割合についても検討の余地があると考える。
- ・年金だけで47万円までいく方がレアケースであると思うし、おそらく通常どおり賃金を支払っても基準額に満たない方のほうが圧倒的に多いことを踏まえると、 そもそも分けて考える必要があるのかということも含め、検討が必要かと考える。
- ・引き上げについては、今後調査検討することとし、見習い、手元等として従事する労働者等、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者等に係る労働報酬下限額については、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額とすることでよろしいか。

(各委員から賛同の意見あり)

【その他の意見等】

・付帯意見として、次年度以降も事業者や労働者の負担にならないよう配慮し、アンケート調査を実施することを記載してほしい。